

福岡医発第1739号（地）
平成20年11月17日



各医師会長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義武
(公印省略)

「手術の通則の5及び6に掲げる手術」の施設基準の届出に係る取扱いについて

標題の件、10月20日付福岡医発第1521号（地）『施設基準の未届けによる算定について』にてご連絡しておりましたが、このたび、この取り扱いに関して別添のとおり日本医師会より通知がありましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6に関して、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」は、平成20年4月以前において、当該点数を算定していた医療機関であっても、平成20年4月以降に当該点数を算定する場合は、改めて様式72の届出が必要となっているところであります。

このことについて、平成20年3月31日現在において届出が受理されていた手術については、平成20年4月1日以降においても、施設基準の届出が受理されていたものとみなされることとなった旨の内容であります。

つきましては、取扱方法等、下記のとおり示されておりますが、具体的な処理方法は、現在、九州厚生局はじめ、関係機関等において協議中でありますので、判り次第、追ってご連絡させていただきます。

記

【取扱方法】

平成20年3月31日現在において、従前の「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成18年3月6日保医発第0306003号）の

別添2の様式59により、届出が受理されていた手術については、平成20年4月1日において、現行の「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成20年3月5日保医発第0305003号）の別添1の「第79 医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6（歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む。）に掲げる手術」により必要とされる別添2の様式72による届出が受理されていたものとみなすものである。

【地方厚生（支）局による処理方法】

上記取扱方法に係る届出の処理は、各地方厚生（支）局において行い、上記取扱方法に該当する保険医療機関が新たに届出を行う必要はないものである。

ただし、同種死体腎移植術等を実施している保険医療機関について、臓器の移植に関する法律の運用に関する指針（ガイドライン）等を遵守している旨の文書（様式任意）の提出がない場合にあっては、平成20年11月中の提出が求められる。

なお、各地方厚生（支）局においては、支払基金及び国保連合会に対し、平成20年3月31日現在において届出が受理されていた手術の情報等について、速やかに提供を行い、該当保険医療機関に対し次の請求方法等について速やかに情報提供を行うこととしている。

【保険医療機関における請求方法】

上記取扱いに該当する保険医療機関であって、平成20年4月1日に遡って届出が受理されていたとみなされる手術に係る費用が請求されていないものについては、平成20年4月1日に遡って改めて請求を行うことができるものである。

また、当該保険医療機関については、改めて請求を行う場合は支払基金及び国保連合会に対して、既請求の取り下げ依頼を行うこととなる。

なお、既請求の取り下げを行った場合、翌月の診療報酬の支払の際、過誤調整を行った上で保険医療機関に支払われるため、保険医療機関は取り下げた請求について、遡及して適用される手術の費用等を含め、改めて請求を行うこととなります。

【対象手術（届出様式72に示される手術件数を院内掲示する手術）】

1. 区分1に分類される手術

（ア：頭蓋内腫瘍摘出術等、イ：黄斑下手術等、ウ：鼓室形成手術等、エ：肺悪性腫瘍手術等、オ：経皮的カテーテル心筋焼灼術）

2. 区分2に分類される手術

（ア：靱帯断裂形成手術等、イ：水頭症手術等、ウ：鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等、エ：尿道形成手術等、オ：角膜移植術、カ：肝切除術等、キ：子宮附属器悪性

腫瘍手術等)

3. 区分3に分類される手術

(ア：上顎骨形成術等、イ：上顎骨悪性腫瘍手術等、ウ：バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)、エ：母指化手術等、オ：内反足手術等、カ：食道切除再建術等、キ：同種死体腎移植術等)

4. 人工関節置換術

5. 乳児外科施設基準対象手術

6. ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術

7. 冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。)及び体外循環を要する手術

8. 経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術

事務連絡 F
平成 20 年 11 月 19 日

都道府県医師会
社会保険担当事務局 御中

日本医師会保険医療課

文書の差し替えのお願い

日頃より、大変お世話になっております。

さて、平成 20 年 11 月 7 日付（保 173）で都道府県医師会社会保険担当理事あてにお送りいたしました「手術の通則の 5 及び 6 に掲げる手術」の施設基準の届出に係る取扱いについて」の本会藤原常任理事名の文書中、下記のとおり記載内容に誤りがありましたのでご連絡申し上げますとともに、お送りいたします文書との差し替えをお願いいたします。

なお、都道府県医師会宛て文書管理システムに登録しております文書につきましては、訂正の上更新いたしましたことを申し添えます。

大変失礼いたしました。

記

訂正箇所は、以下のとおりです。

「手術の通則の 5 及び 6 に掲げる手術」の施設基準の届出に係る取扱いについて」
（平成 20 年 11 月 7 日付（保 173））

※1：「社会保険事務局」を「地方厚生（支）局」に訂正してください。

【保険医療機関における請求方法】

上記取扱いに該当する保険医療機関であって、平成 20 年 4 月 1 日に遡って届出が受理されていたとみなされる手術に係る費用が請求されていないものについては、平成 20 年 4 月 1 日に遡って改めて請求を行うことができるものである。

また、当該保険医療機関については、改めて請求を行う場合は支払基金及び国保連合会に対して、既請求の取り下げ依頼を行うこととなる。

なお、既請求の取り下げを行った場合、翌月の診療報酬の支払の際、過誤調整を行った上で保険医療機関に支払われるため、保険医療機関は取り下げた請求について、遡及して適用される手術の費用等を含め、改めて請求を行うこととなります。

その他、具体的な取扱いについては、社会保険事務局地方厚生（支）局等にお問い合わせください。

※2：対象手術の番号に、次のとおり誤植がありました。

【対象手術（届出様式72に示される手術件数を院内掲示する手術）】

~~9~~1. 区分1に分類される手術

（ア：頭蓋内腫瘍摘出術等、イ：黄斑下手術等、ウ：鼓室形成手術等、エ：肺悪性腫瘍手術等、オ：経皮的カテーテル心筋焼灼術）

~~10~~2. 区分2に分類される手術

（ア：靱帯断裂形成手術等、イ：水頭症手術等、ウ：鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等、エ：尿道形成手術等、オ：角膜移植術、カ：肝切除術等、キ：子宮附属器悪性腫瘍手術等）

~~11~~3. 区分3に分類される手術

（ア：上顎骨形成術等、イ：上顎骨悪性腫瘍手術等、ウ：パセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）、エ：母指化手術等、オ：内反足手術等、カ：食道切除再建術等、キ：同種死体腎移植術等）

~~12~~4. 人工関節置換術

~~13~~5. 乳児外科施設基準対象手術

~~14~~6. ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術

~~15~~7. 冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む。）及び体外循環を要する手術

~~16~~8. 経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術

(保173)

平成20年11月7日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
藤 原 淳

「手術の通則の5及び6に掲げる手術」の施設基準の届出に係る取扱いについて

平成20年4月の診療報酬改定において、医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6に関して、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（平成20年3月5日保医発第0305003号）」の第4経過措置等の表2の規定により、平成20年3月31日において現に当該点数を算定していた保険医療機関であっても、平成20年4月以降において当該点数を算定するにあたっては、様式72の届出が必要であったところであります。

しかし、平成20年4月の改定において、新たに施設基準に追加された事項は、同種死体腎移植術等（移植用腎採取術（生体）、腹腔鏡下移植用腎採取術（生体）、同種死体腎移植術及び生体腎移植術）を実施している保険医療機関について、臓器の移植に関する法律の運用に関する指針（ガイドライン）等を遵守している旨の文書（様式任意）の届出であり、その他の手術を実施する保険医療機関においては、施設基準の内容に変更がないため、改めて施設基準の届出を求める理由がないことから、厚生労働省保険局医療課長より、別添のとおり取扱いが示され、平成20年3月31日現在において届出が受理されていた手術については、平成20年4月1日以降においても、施設基準の届出が受理されていたものとみなされることとなりますので、ご連絡申し上げます。

なお、平成20年3月31日現在において届出が受理されていた手術以外の手術については、新たに届出が必要なものであり、当該取扱いを行わないものとなります。

また、具体的な処理方法等については、下記のとおりでありますので、よろしくご対応のほどお願い申し上げます。

記

【取扱方法】

平成20年3月31日現在において、従前の「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成18年3月6日保医発第0306003号）の別添2の様式59により、届出が受理されていた手術については、平成20年4月1日において、現行の「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成20

年3月5日保医発第0305003号)の別添1の「第79 医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6(歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む。)に掲げる手術」により必要とされる別添2の様式72による届出が受理されていたものとみなすものである。

【地方厚生(支)局による処理方法】

上記取扱方法に係る届出の処理は、各地方厚生(支)局において行い、上記取扱方法に該当する保険医療機関が新たに届出を行う必要はないものである。

ただし、同種死体腎移植術等を実施している保険医療機関について、臓器の移植に関する法律の運用に関する指針(ガイドライン)等を遵守している旨の文書(様式任意)の提出がない場合にあっては、平成20年11月中の提出が求められる。

なお、各地方厚生(支)局においては、支払基金及び国保連合会に対し、平成20年3月31日現在において届出が受理されていた手術の情報等について、速やかに提供を行、該当保険医療機関に対し次の請求方法等について速やかに情報提供を行うこととしている。

【保険医療機関における請求方法】

上記取扱いに該当する保険医療機関であって、平成20年4月1日に遡って届出が受理されていたとみなされる手術に係る費用が請求されていないものについては、平成20年4月1日に遡って改めて請求を行うことができるものである。

また、当該保険医療機関については、改めて請求を行う場合は支払基金及び国保連合会に対して、既請求の取り下げ依頼を行うこととなる。

なお、既請求の取り下げを行った場合、翌月の診療報酬の支払の際、過誤調整を行った上で保険医療機関に支払われるため、保険医療機関は取り下げた請求について、遡及して適用される手術の費用等を含め、改めて請求を行うこととなります。

その他、具体的な取扱いについては、地方厚生(支)局等にお問い合わせください。

【対象手術(届出様式72に示される手術件数を院内掲示する手術)】

1. 区分1に分類される手術

(ア:頭蓋内腫瘍摘出術等、イ:黄斑下手術等、ウ:鼓室形成手術等、エ:肺悪性腫瘍手術等、オ:経皮的カテーテル心筋焼灼術)

2. 区分2に分類される手術

(ア:靱帯断裂形成手術等、イ:水頭症手術等、ウ:鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等、エ:尿道形成手術等、オ:角膜移植術、カ:肝切除術等、キ:子宮附属器悪性腫瘍手術等)

3. 区分3に分類される手術

(ア:上顎骨形成術等、イ:上顎骨悪性腫瘍手術等、ウ:バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)、エ:母指化手術等、オ:内反足手術等、カ:食道切除再建術等、キ:同種死体腎移植術等)

4. 人工関節置換術

5. 乳児外科施設基準対象手術

6. ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術

7. 冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。)及び体外循

環を要する手術

8. 経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術

〈添付資料〉

「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」別添1の「第79 医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6（歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む。）に掲げる手術」の届出に係る取扱について

（平20.10.31 保医発第1031003号 厚生労働省保険局医療課長・歯科医療管理官）



保医発第1031003号

平成20年10月31日

地方厚生（支）局長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保健主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長



厚生労働省保険局歯科医療管理課長



「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」別添1
の「第79 医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6（歯科点数表第2章第9
部手術の通則4を含む。）に掲げる手術」の届出に係る取扱について

標記については、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（平成20年3月5日保医発第0305003号）」の第4経過措置等の表2において、平成20年3月31日において現に当該点数を算定していた保険医療機関であっても、平成20年4月以降において当該点数を算定するにあたり様式72の届出が必要であったところであるが、今般下記のとおり取り扱うこととしたので、その取扱いに遺漏のないよう関係者に対し周知徹底を図られたい。

記

1 取扱方法

平成20年3月31日現在において、従前の「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成18年3月6日保医発第0306003号）の別添2の様式59により届出が受理されていた手術（以下「既届出手術」という。）については、平成20年4月1日において、現行の「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成20年3月5日保医発第0305003号）の別添1の「第79 医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6（歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む。）に掲げる手術」により必要とされる別添2の様式72による届出（以下「現行の届出」という。）が受理されていたものとみなすものであること。

なお、既届出手術以外の手術については、新たに届出が必要なものであり、当該取扱いは行わないものであること。

2 地方厚生（支）局における処理方法

「1」に係る届出の処理は、各地方厚生（支）局において行うものとし、「1」に該当する保険医療機関が新たに届出を行う必要はないものであること。ただし、同種死体腎移植術等（移植用腎採取術（生体）、腹腔鏡下移植用腎採取術（生体）、同種死体腎移植術及び生体腎移植術をいう。）を実施している保険医療機関について、臓器の移植に関する法律の運用に関する指針（ガイドライン）等を遵守している旨の文書（様式任意）の提出がない場合にあっては、平成20年11月中の提出を求めること。

また、各地方厚生（支）局においては、支払基金及び国保連合会に対し既届出手術の情報等について速やかに提供を行い、「1」に該当する保険医療機関に対し「3」の請求方法等について速やかに情報提供を行うこと。

3 保険医療機関における請求方法

「1」に該当する保険医療機関であって、既届出手術に係る費用が請求されていないものについては、平成20年4月1日に遡って改めて請求を行うことができるものであること。

また、当該保険医療機関については、改めて請求を行う場合は支払基金及び国保連合会に対して、既請求の取り下げ依頼を行うこと。なお、改めて請求を行うまでの処理については、保険者の協力も必要とするものであり、既請求の取り下げ依頼を行った後最終的に保険者から支払いが行われるまで相当の期間を要することから、できる限り速やかに請求の取り下げ依頼を行うこと。